



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年1月26日(火) 第9870号

目次

ページ

規則

- 群馬県知事の主管に属する土地開発公社の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則(市町村課) 2

告示

- 道路の区域変更(道路管理課) 3
- 道路の供用開始(同) 3
- 道路の区域変更(同) 3
- 一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計管理課) 4

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民活動支援・広聴課) 4
- 肥料の登録有効期間の更新(技術支援課) 4
- 都市計画用途地域の変更に係る縦覧(都市計画課) 5
- 同 5
- 同 5
- 都市計画地区計画の変更に係る縦覧(都市計画課) 6
- 同 6
- 同 6

入札公告

- 一般競争入札の実施(下水道総合事務所) 6

■規則

群馬県知事の主管に属する土地開発公社の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第五号

群馬県知事の主管に属する土地開発公社の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

群馬県知事の主管に属する土地開発公社の設立及び監督に関する規則(昭和四十七年群馬県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号から別記様式第八号まで、別記様式第十号及び別記様式第十一号中「四」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	353号	前橋市嶺町字五厘峰1103番の3地先から同市同字同1097番の5地先まで	前	12.0～13.9	186.0
			後	12.9～15.9	186.0

◎群馬県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	353号	前橋市嶺町字五厘峰1103番の3地先から同市同字同1097番の5地先まで	令和3年1月26日

◎群馬県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	大胡赤城線	前橋市柏倉町607番の2地先から同	前	17.9～32.5	40.0

	市同916番の17地先まで	後	14.8～27.6	40.0
--	---------------	---	-----------	------

◎群馬県告示第15号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和2年11月29日から適用する。

令和3年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

「ホンマ建築デザイン有限会社 邑楽郡邑楽町大字鶉736-1
 邑楽館林農業協同組合 邑楽郡邑楽町大字藤川372-1（高島支所）を「ホンマ建築デザイン有限会社
 邑楽館林農業協同組合 邑楽郡邑楽町大字篠塚1275（長柄支所）」

邑楽郡邑楽町大字鶉736-1」に改める。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活子ども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和3年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和3年1月12日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人響
- 3 代表者の氏名 黒澤美穂
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市下佐野町638番地13
- 5 定款に記載された目的 この法人は、主に障害を持つ方やその家族、支援者に対し日常生活に関するサポートをすることを目的とする。

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和3年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録	炭酸カルシ	54.0炭酸カ	アルカリ分	法第3条第	有恒鉱業株式会社	令和9年2月

第1010号	ウム肥料	ルシウム肥料	54.0%	1項の規定による公定規格のとおり	埼玉県深谷市田中328	10日
--------	------	--------	-------	------------------	-------------	-----

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画用途地域 明和町役場庁舎周辺地区、明和東部工業団地地区及び明和矢島地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び明和町都市建設課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画用途地域 千代田中森地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び千代田町都市整備課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画用途地域 邑楽中央地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び邑楽町都市建設課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 明和町役場庁舎周辺地区、明和東部工業団地地区及び明和矢島地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び明和町都市建設課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 千代田中森地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び千代田町都市整備課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 邑楽中央地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び邑楽町都市建設課

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和3年1月26日

群馬県下水道総合事務所長 須田 至 郎

- 1 調達内容

(1) 購入物品、予定数量及び納入場所

番号	購入物品	購入予定数量	納入場所
①	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤(その1)	210t	県央水質浄化センター 重力濃縮棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内
②	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤(その2)	100t	県央水質浄化センター 汚泥処理棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内
③	県央水質浄化センターで使用する散布型消臭剤	110t	県央水質浄化センター 汚泥処理棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内

(2) 購入物品の特質等 詳細は、各仕様書による。

(3) 契約方法 単価契約

(4) 納入期間 令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)まで

(5) 納入方法 詳細は、各仕様書による。

(6) 入札方法 上記(1)①から③までの物品をそれぞれ入札に付する。入札書には、1kg当たりの単価を記載すること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、本件入札公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和3年2月5日(金)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月24日(水)午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

(7) 当該調達物品若しくはこれと同等品について、平成27年度以降、官公庁(国、地方公共団体、公社又は公団に限る。)に納入した実績を有する者又は年間を通じて安定供給が行える体制を確保できる者であること。ただし、いずれの場合にも、同等品の場合は、仕様書の品質・規格等を満たし、下水汚泥への消臭剤として良好に使用された実績を有する製品であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬

県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係（担当 樺澤） 電話0270-65-7557

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和3年1月26日（火）から同年2月24日（水）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和3年3月3日（水）までに通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和3年2月24日（水）午後4時（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参（郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「県央水質浄化センターで使用する消臭剤購入（単価契約）入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。）

ウ 提出部数 1部

(5) 入札及び開札の日時

番号	購入物品	日時
①	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤（その1）	令和3年3月11日（木）午後1時30分
②	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤（その2）	令和3年3月11日（木）午後2時00分
③	県央水質浄化センターで使用する散布型消臭剤	令和3年3月11日（木）午後2時30分

(6) 入札及び開札の場所 群馬県下水道総合事務所3階第2会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、令和3年3月10日（水）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「県央水質浄化センターで使用する消臭剤購入（単価契約）入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を令和3年2月24日（水）までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じな

ればならない。

(4) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、落札者の決定は、各物品ごとに行う。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) 契約の確定 本件入札公告に係る契約は、令和3年度歳入歳出予算が令和3年3月31日(水)までに群馬県議会で可決された場合において、同年4月1日(木)に確定させるものであり、可決されなかった場合その他県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Shirou Suda, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government

(2) Bidding details are as follows:

	Products to be purchased	Quantity	Date & time of bidding
①	Deodorizing chemical(Charging type No.1)	210t/year	1:30 p.m. March 11, 2021
②	Deodorizing chemical(Charging type No.2)	100t/year	2:00 p.m. March 11, 2021
③	Deodorizing chemical(Diffusing type)	110t/year	2:30 p.m. March 11, 2021

(3) Term of Contract: From April 1, 2021 to March 31, 2022

(4) Delivery place: Kenou Water Purification Center

(5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: February 24, 2021 at 4:00 p.m.

(6) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557(Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111